

## 私道公共下水道設置要綱運用基準

(平成3年4月1日決裁)

改正 平成10年4月1日

改正 平成11年8月1日

改正 平成15年10月1日

### 1 要綱第2条第1項第1号について

(1) 「これに準じる敷地」とは、建築基準法第43条第1項ただし書きの適応を受け、特定行政庁の許可は受けていないが、許可条件を満たすことにより同項ただし書きの適応を受け、特定行政庁の許可が得られている敷地をいう。

(2) 登記簿上分筆されていて、地目が公衆用道路になっているものも含む。

### 2 要綱第3条第1項第2号について

「近く処理開始区域となる区域」とは、翌年度以降に供用開始が見込まれる区域の中、私道公共下水道整備の必要性が認められるため、市が私道公共下水道設置申請等に関する説明会を行った区域をいう。

### 3 要綱第3条第1項第3号について

「所有者の異なる家屋が2戸以上」には、私道と公道の両方に面する土地にあって（私道側、公道側の両方向から、公共ますの設置をする場合を含め）私道側から公共ますを設置する場合は、当該私道に面する設置義務者の異なる家屋数にカウントする。

また、他の家屋が別の道路から公共ますを設置したことにより、家屋数が1戸になった場合でも申請対象とする。

### 4 要綱第3条第1項第5号の「速やかに」とは、1年以内とする。

### 5 解釈例

(1) 要綱第3条第1項第3号「所有者の異なる家屋が2戸以上」について。

(2) 要綱第3条第1項第5号「家屋所有者の2／3以上が速やかに排水設備設置及び水洗化」について。

6 条件をみたしている私道への施行の決定は課長，それ以外は部長決裁。

附 則

この要綱は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

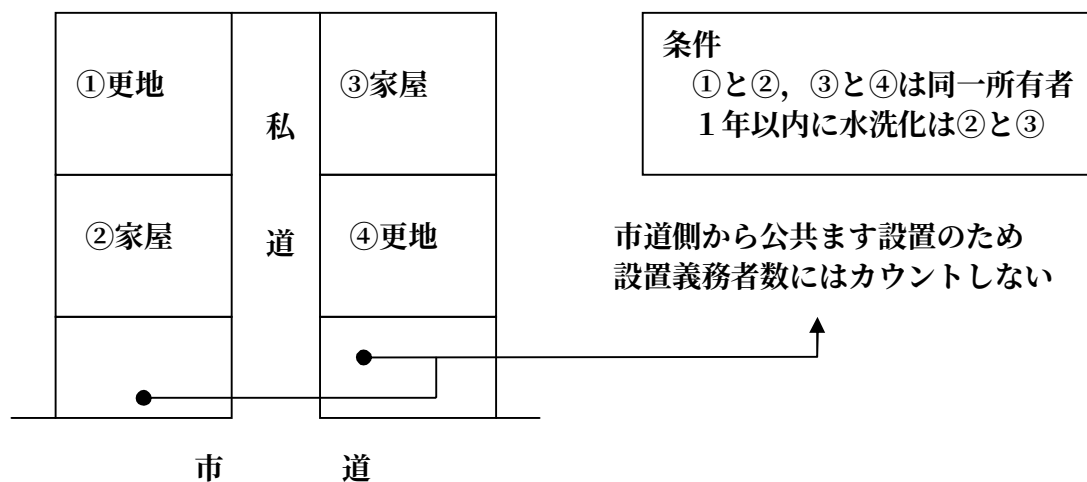
附 則

この要綱は平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

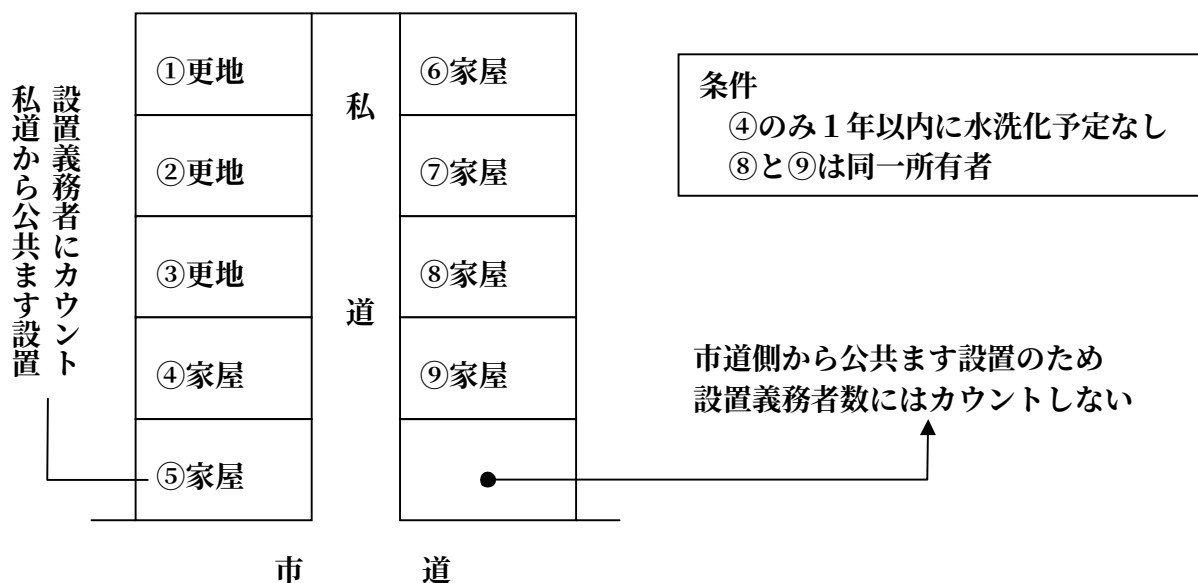
－ 例 1 －



(1)所有者の異なる家屋数は②と③の2戸

(2) 
$$\frac{1年以内に水洗化は②と③で2戸}{家屋所有者は②と③で2戸} = \frac{2}{2} > \frac{2}{3}$$
 であるから該当する。

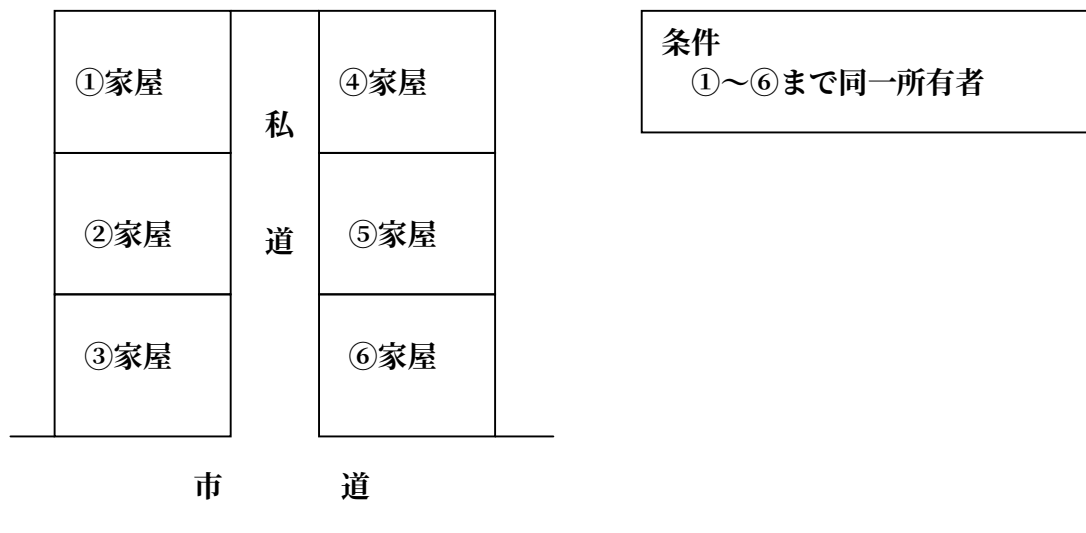
－ 例 2 －



(1)所有者の異なる家屋数は，④～⑨のうち⑧と⑨が同一所有者なので計5戸

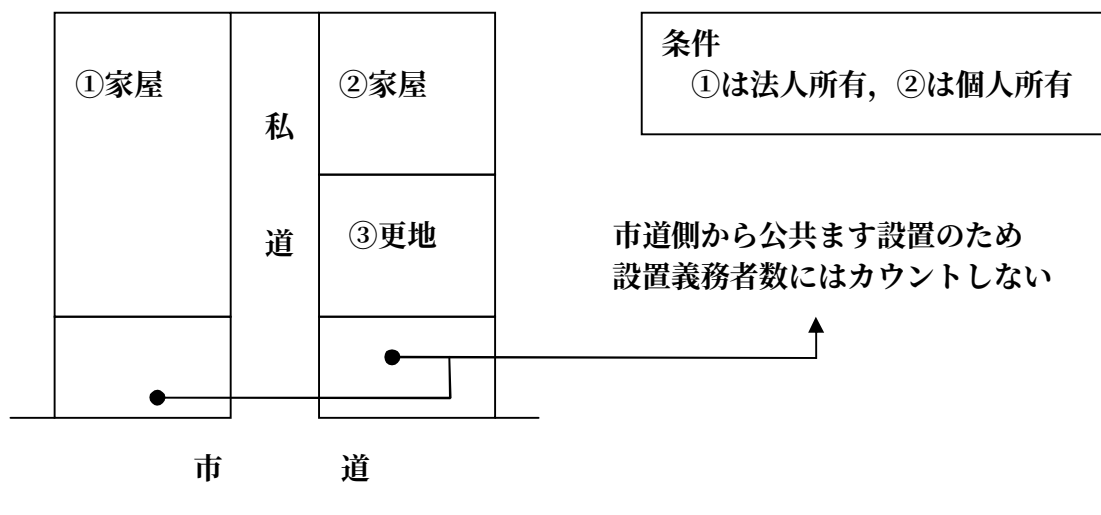
(2) 
$$\frac{1年以内に水洗化は，⑤～⑨のうち⑧と⑨が同一なので4戸}{家屋所有者は，④～⑨で⑧と⑨が同一なので5戸} = \frac{4}{5} > \frac{2}{3}$$
 であるから該当する。

－ 例 3 －



所有者の異なる家屋数が1戸なので該当しない。

－ 例 4 －

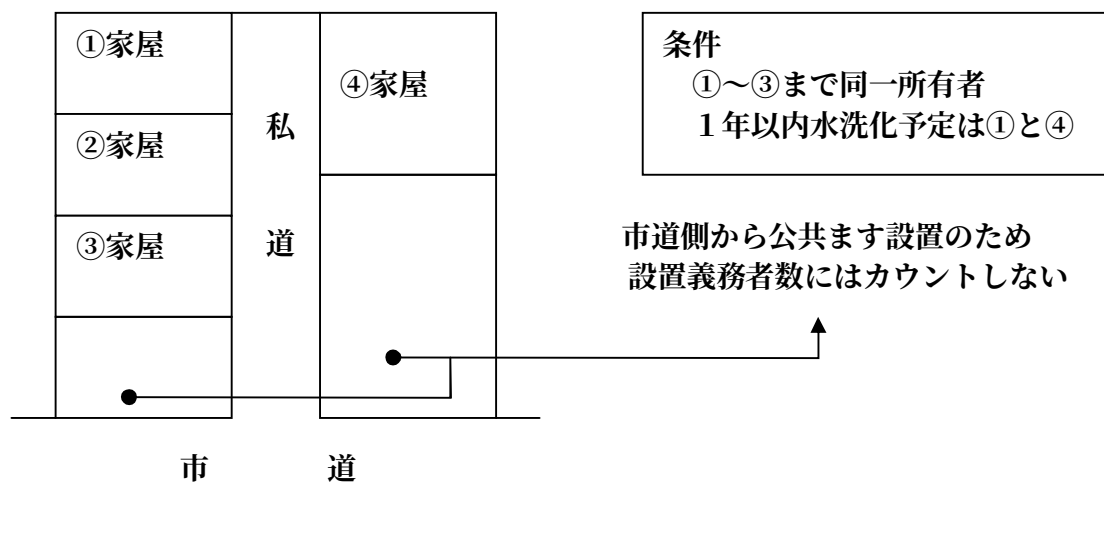


(1)所有者の異なる家屋数は、①と②で2戸（個人所有があるので可）

(2)      1年以内水洗化は、①と②で2戸      2      >      2

家屋所有者は、①と②で2戸      2      3      であるから該当する。

－ 例 5 －



(1)所有者の異なる家屋数は、①～④のうち①～③が同一所有者なので計2戸

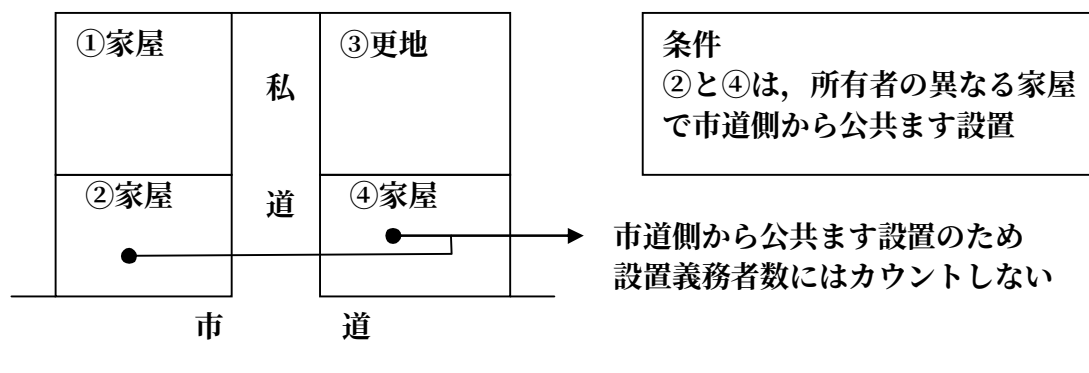
(2) 1年以内水洗化は、④の1戸（①～③は全戸水洗化しないのでカウントしない。）

$$\frac{1}{2} < \frac{2}{3}$$

家屋所有者は、①～④で①～③が同一所有者なので2戸

であるから該当しない。

－ 例 6 －



(1)所有者の異なる家屋数は、①の1戸 ..... 所有者の異なる②と④が市道側か公共ます設置ため1戸が残った。

$$\frac{1}{1} > \frac{2}{3}$$

1年以内水洗化は①の1戸

家屋所有者は①の1戸

であるから該当する。